

福井県後期高齢者医療広域連合告示第22号

令和5年12月23日から福井県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月1日福井県指令市第43号）第12条第2項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まる日の前日までの間、福井県後期高齢者医療広域連合公文書等の中に「福井県後期高齢者医療広域連合長」とあるのは、「福井県後期高齢者医療広域連合長職務代理者」と、「福井県後期高齢者医療広域連合長 東村 新一」とあるのは、「福井県後期高齢者医療広域連合長職務代理者 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 杉本 博文」と読み替える。

令和5年12月11日

福井県後期高齢者医療広域連合長 東村 新一